

東京都立図書館協議会 第21期第3回定例会

平成14年12月18日（水）

午前10時01分開会

【企画経営課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第21期東京都立図書館協議会第3回定例会を開会いたします。本日はお忙しいところ、早朝からお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の日程でございますが、おおむね12時ごろの終了を予定しております。よろしく願いいたしたいと思っております。

なお、当協議会におきましては、会議は原則として公開することにしております。会議の内容につきましては、議事録を作成いたしまして公開いたします。また、都立図書館、及び東京都教育委員会ホームページ上にも公開をいたします。非公開とする必要があると考えられる場合には、その都度、皆様にお諮りして、決定していただくことになっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、本日の傍聴者は7名でございます。

委員の皆様の出席状況でございますが、小峰委員、東川委員、豊田委員、松村委員は、本日ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1でございますが、東京都立図書館協議会第21期第3回定例会次第でございます。

資料2が、座席表でございます。1枚です。

それから、協議会委員名簿、東京都立図書館幹部職員名簿が3枚つづりで資料3になってございます。

資料４でございますが、「東京都子ども読書活動推進計画骨子」案でございます。

資料５に、その概要がついております。

資料６でございますが、東京都子どもの読書活動推進計画、東京都の取組（案）でございます。

資料７でございますが、第１９期図書館協議会「児童・青少年に対して図書館は何ができるか？」の提言のまとめと、現在の都立図書館の取り組みの状況を記載してございます。

資料８でございますが、「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」これまでの提案・議論のまとめでございます。

資料９でございますが、第２１期都立図書館協議会「子どもの読書活動推進計画」に対する提案のまとめとなっております。

資料１０でございますが、都立図書館協議会、第２１期、今後のスケジュール（事務局案）となっております。

資料は以上でございます。

それでは、これからの議事につきましては坂本議長にお願いいたします。坂本議長、よろしくお願いいたします。

【議長】 それでは、お手元に配付資料１、本日の議事次第がお配りをしてございますので、それに従って議事に入らせていただきます。

最初に、「東京都子ども読書活動推進計画」の骨子案が発表されましたので、それについてご説明をいただきたいと思っております。

【企画経営課長】 子ども読書活動推進計画に関する東京都立図書館協議会としての意見につきましては、前回の会議で皆様にご論議をいただきました。なお、前回ご論議いただきました内容を田村副議長と小田委員におまとめいた

だきまして、東京都子どもの読書活動推進計画策定に当たっての都立図書館協議会の要望事項として、去る11月7日、主管部署でございます生涯学習スポーツ部に提出をいたしました。

東京都子ども読書活動推進計画の経過並びにその骨子案につきましては、検討委員会委員長の社会教育課長より説明をいたします。

【議長】 では、お願いします。

【社会教育課長】 社会教育課長の阿部でございます。それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

ただいまお話ございましたように、11月7日付で、図書館協議会から子どもの読書活動推進計画の策定に当たりましてのご要望事項を承りました。お忙しい中おまとめをいただきまして、ほんとうにありがとうございました。その9月の折、ご意見いただきました以降の経過等につきまして、ご説明をまずさせていただきます。

その後、専門部会を3回開きまして、ただいまお話がありました要望事項につきましては、3回目の専門部会を臨時に急遽開きまして、その中でご要望事項を一つ一つ、計画策定に当たって反映できるかどうか検討させていただきました。本日、お示しをさせていただきました骨子案の中には、そういったものも含めて反映しておりますので、説明以降、また皆様方からご意見を賜ればと思っております。

専門部会を3回開いた後に、11月26日、委員会を開きまして本日の骨子案を策定したわけでございます。過日の協議会の折、子どもの読書活動推進計画の策定に当たりまして、教育庁内部に検討委員会を設置いたしましたという経緯でご説明をさせていただいたわけでございますが、その委員のメンバーの中に、協議会のほうから、これから子ども読書活動推進計画を進めるに当たっては広く関係機関が、区市町村でありますとかそれぞれさまざまな関係機関がございますので、その関係者の方々から広くご意見をいただくためには幅広い委員を選任したらどうかということがございました。したがって、過日のご意見をいただいた以降、関係機関、都庁内の関係する部局をはじめといたしまして、区市町村でありますと教育委員会並びに学校関係者、これは公立とあわせて私立も含めて、関係する団体の方を委員に加えて参加をいただいております。

ます。総勢24名の検討委員会として、今、再編をいたしまして検討委員会を立ち上げて進めているところでございます。

経過としてはそういったことをご説明を終わらせていただきまして、本題に入らせていただきます。きょう、ご説明いたします子ども読書活動推進計画の骨子案についてでございますが、お手元に資料4と5と6と関係する資料をお配りさせていただいた中で、資料5の横長で示された1枚の概要版でご説明をさせていただきます。

まず、3種類のうちの資料5でご説明いたしますと、「東京都子ども読書活動推進計画」の構成でございますが、これを見ていただきますと、第1編の基本方針、第2編の推進のための具体的な取組、第3編として参考資料という形の、大きく3つの柱の構成立てになっております。

それでは、第1編の基本方針からご説明させていただきます。

過日の図書館協議会のご要望にございましたように、子ども読書活動の意義でありますとか子ども読書活動の現状、及び国の動向等を、計画策定の背景といたしましてきちっと記述をしてほしいという形のご要望がございましたので、基本方針のところ、第1章のところ、計画策定の背景として、ただいま申し上げたような内容をきちっと文章化するように考えております。

次に、第2章の基本的な考え方でございますが、計画の性格といたしまして、過日ご説明いたしましたように、東京都が計画を策定したものが、その後、区市町村の計画の基本となるものでございますので、都の計画とあわせて区市町村の指針となるような性格に計画そのものになっております。

次に、計画の目標といたしましては、子ども読書環境の整備でありますとか、啓発運動、社会全体での取り組み体制の整備という形で、あわせてその中で人材の育成も図っていききたいという形で考えております。

なお、計画の期間につきましては、国は平成14年度から平成18年度の5カ年計画でございますが、東京都の計画の策定に当たりましては、ただいま準備期間ということで、正式には平成15年度から計画年次としてとらえられますので、5カ年ということになりますと国と1年ずれて、平成19年度までの5カ年計画で今、考えております。これはあくまでも読書活動推進の基盤づく

りという形で、5カ年が終わると、そのままこの計画そのものが終わってしまうということでは考えておりません。

次に、第2編の推進のための具体的な取組でございますが、3章立てで、3つの柱として考えておりました、1つは、第1章で家庭・地域。第2章で学校と取り組みの対象が分けてございます。第3章にあります関係機関等の連携・協力という形で、3つの柱立てで考えております。

その中で、第1章の家庭・地域でございますが、ここにありますように取り組みの仕組みとしましては、家庭・地域における読書活動そのものの推進をどういった場面で取り組んでいくか、具体的なものをここで記していきたい。次に、家庭・地域に読書活動を推進するための施設整備の充実でありますとか、そういったものを記述させていただいて、3番目には啓発広報という形で、普及啓発のものをここで記したいという形で、右側の学校についても取り組み姿勢としては、今の3つの柱立ては同じように考えております。

ここで、第1章、第2章ともに同じでございますけれども、都の施策と同時に、くくってございますけれども、東京都の取り組みに対する、今後それを引き続いて区市町村に展開していただくような、いわば区市町村に期待する役割として、具体的に何をしてほしいかという形のものをあわせて記述をしたいと思っております。

3番目については、参照として関係機関の協力という形で、子ども読書活動推進会議を設置いたしまして、その中で東京都と区市町村の連携でありますとか、区市町村間の連携・協力でありますとか、民間団体を入れての連携・協力でありますとか、そういった仕組みづくりを活動推進会議の中で検討をしてみたいと思っております。

あわせて、図書館につきましては、都立図書館でありますとか区市町村図書館、また学校図書館等の図書館同士の連携・協力ということで、分けて記述をさせていただきたいと思っております。

第3編の参考資料につきましては、いろいろな子ども読書にかかわる国の調査結果でありますとか、都で行いました調査結果等も含めて、ここの参考資料につきましては関連する資料を盛り込んでいきたいと思っております。

今、ご説明をいたしましたものにつきましては資料4のところ、今、お話し上げました骨子案の骨格につきましては、第1編の基本方針、第2編の推進のための具体的な取組でありますとか、参考資料等につきましては、具体的に今後、計画案を文章化する際の取り組み事項として掲げてございますので、後ほどまたご参照いただければと思っております。

続きまして、今後の日程でございますが、実は当初、1月末までで中間のまとめという形を受けた計画案を、ある程度具体的なものを策定するつもりでございましたけれども、過日の図書館協議会の中でも言われましたように、広く都民にこの計画案を周知する手だてはないのかということでご意見が出てございました。したがって、今後のスケジュールにつきましては、今後、図書館協議会のほうからご意見をいただいたものを持ち帰りまして、さらに専門部会等で検討をさせていただくという形になっておりますので、いずれにしても年明けに、東京都教育委員会のホームページを使いまして、都民のご意見の聴取をさせていただくような手段を考えております。

したがって、1月末までは都民の方からのご意見をいただくということでの時間をちょうだいしなければなりませんので、どうしても計画策定の具体的なものをお示しできるのは2月になってしまうと、今、考えております。

概略は以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

【議長】 ありがとうございます。

今、社会教育課長からご説明がございましたけれども、この骨子案のご説明について、先にご意見の前にご質問があったらお伺いをしようと思うんですけども、どなたかございますでしょうか。

【委員】 骨子案、きょう配付されております資料4、5、あるいは6まで入るのでしょうか、それに関してということではございませんで、先般、私たち協議会の委員に、12月2日付で前もって11月26日段階での案を送付していただきまして、それにあらかじめ目を通してきょうの会議に臨むという段取りをしていただいたかと思えます。それを私、拝見してきて意見を述べるつもりでございましたけれども、若干、骨子並びに計画の概要に、柱立てのところでの変更があるようなんですが、これについて、ここでの扱いとしてどのように進めればよいか、それだけお伺いしたいとまず思うんですが。

【議長】 柱立ての変更というのはどこのところですか。

【委員】 例えば、今ご説明いただきました資料5をごらんいただきますと、この中で重要な柱が中黒点で何点か示されています。それで、例えばということで申し上げますと、第2編の第1章第2というところは、図書館の計画的な整備・充実と、身近な読書施設、環境の整備・充実という2つの柱立てですね。そして、右側の第2章を見ますと、第2が同様に3つの柱立てになっています。ところが、12月2日付でいただいた文書ですと、それぞれが、第1章では3つの柱立て、そして第2章では今の部分が4つの柱立てということで、要するに骨子が減っているという形をとっています。内容的なところは別にしましても、こうした点の変更の部分は、要するに骨子として減ってしまったということですから、こちらとしてどのように意見を述べたらよろしいのか、ちょっと戸惑っているところなんです。

【社会教育課長】 多分、人材の育成でありますとか具体的な部分で、計画の中では別に消えたわけではないんですが、実は区市町村の方々からご意見が出た中で、人材育成というのは非常に、例えば今、地方公共団体がさまざまな行革に取り組んでいる中で、人を増やすような形のもとでの、どうしてもそういう受けとめ方をされてしまうので、あまりそういう具体的なもので示されては困るというようなご意見がありました。ただ、私どもはそういったことで別に弱めたわけではなくて、区市町村が取り組む期待の中だとか、例えば東京都も単に常勤の職員を採用するとかという具体的なものを指しているわけではなくて、民間の活力でありますとか、そういったものを含めてこれから議論の中で、当然消えてごさいませぬので、させていただくわけでごさいます。したがって、骨子案の骨格の中で、具体的にそういう形のものはいかがなものかということがあったものですので、そういった都合上、整理をさせていただきただけでごさいます。

【議長】 では、今のご質問はそこでとめておきまして、あと、ご意見がございましたら、ご意見のほうで伺いたいと思います。

それで、これから皆様方からご意見をいただくわけですがけれども、その前に、きょうご欠席の委員の方から事務局あてにご意見が届いていると聞いております。それについて、ご説明をいただくか資料をお配りいただくか、資料というか……。

いいですか。小峰委員から3点にわたって要望事項というか、それが出されております。直接、今お答えをいただくことも必要はないかと、中で検討していただければいいんですけれども、社会教育課のほうでこれをごらんになって何かコメントございますか。

【社会教育課長】 今、読ませていただきまして、まず1点目の骨子案の、10年後、20年後を、長期的な視点に立つてのということ、これは先ほどご説明いたしましたように5カ年計画という形でありましても、そういった読書活動というものは引き続き、5カ年ではなくて、さらに将来に向けて子供さん方の、読書活動にいそしんでいただくようになる形で考えておりますので、この辺のご趣旨は、私どももこのように考えております。

2番目の、学校図書館の実態でございますとか、さまざまな図書館の実態を調査ということで、これは具体的に今後、子どもの読書活動を推進していく上での基盤となる図書館でございますので、実態を把握しないとなりませんので、当然これは私ども、どういう形でやるかというのは今後検討させていただきますけれども、調査自体は必要だと思っておりますので、やらせていただきます。

3番目の、具体的に5カ年を計画した上での財源的な措置の裏打ちと申しますか、そういったものを求めていくということでご提言いただいているわけでございますけれども、今の財政状況の中で別立てで、これを独自の財源として確保するというのは非常に難しい状況ではございますけれども、今、既存の事業の中でも十分、子ども読書活動に向けてのいろいろな計画を実施する上での財源立てを、必要となる予算立てをやっていくような努力は、当然のことながらさせていただきますので、その中でご提言の趣旨に沿うような形で今後できるかどうか。先々の問題だと思っておりますけれども、その辺は、ご趣旨、ご提言を受けとめさせていただきますかと思っております。

【議長】 ありがとうございます。

この前のときは、骨子案ができて、それについて要望を協議会としてまとめて、これは田村先生と小田先生にまとめていただいて、お出しをした。それを踏まえてきょうの骨子案が出てきて、この骨子案について協議会でもって協議をするわけですが、皆様方からご意見をいただいたものは、時間の関係もあるようですから、きょうご出席の方はここでもってご意見があつて、それ

をじかに聞いていただいて、今後のスケジュールの中に組み込んでいただく。そういうことにしたいと思いますので、その点を皆様方ご了承いただきたいと思います。

それから、あと、東川委員から細かいご質問、ご意見ありましたね。若干説明していただけますか。

【企画経営課長】 きょうご欠席の東川委員から意見が出ております。

東京都子ども読書活動推進計画骨子案への全般的な意見として、特に書店及び出版関係者との協力関係について明記されていないようですが、その点についてはどうなのでしょうかとということが挙げられております。それから、学校に関係すると思いますが、図書委員会というものが今回挙げられておりますけれども、図書委員会以外で子供たち自身が計画推進に参加できる内容は想定されているのでしょうかという意見、全般的な意見としてはその2つが挙げられております。

それから、個々の問題ですが、第2編の第1章、家庭のところでございますが、(1)の2番目に保護者の読書というのがありますが、この保護者の読書という意味がちょっとわかりにくいということで、保護者の読書という観点からどういふことを想定されているのかということをお聞きしたいということでございます。

それから、その3つの下ですが、青少年期における読書の奨励について、思春期の子供たちまで奨励という観点が含まれていますが、読書の奨励ということは表現的に現実的ではないように思いますが、という意見でございます。

それから、あと追加項目として、家庭に期待される役割として、読書できる時間の確保も重要なことではないかという意見でございます。

それから、図書館のほうでございますが、3番目になります。図書館における読書活動推進ということで、(1)東京都の取組の中で追加してほしい項目として挙げられてるものが、ヤングアダルトサービスの研究も追加をしていただきたいということでございます。ヤングアダルトサービスの理論と手法についての研究が必要ではないか、という意見でございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

今の点については社会教育課のほうでもってそれを踏まえて、今後の基本方針をつくるときの指針にさせていただく、あるいは答えを出していただくということにさせていただきたいと思います。

【委員】 ちょっとよろしいですか。小峰委員の1番の骨子案に関して、さっき10年後、20年後のことをおっしゃっていたんですが、その下にさらに「基本計画が具体的な施策に基づいた数値目標と財源の策定が必要であること」とお書きになっていますので、むしろ私はこっちのほうの方が大事ではないかと思っておりますので、それもぜひお忘れにならないようにしておいていただきたい。

【議長】 では、よろしく願いをいたします。

それでは、本題の審議に入らせていただきますけれども、今の骨子につきまして、皆様方からご意見をちょうだいしたいと思っております。どなたからでもどうぞ。

【委員】 先ほどの小峰委員のお話で数値目標とあったんですが、この計画を実施したときに、難しいと思いますが、例えば基準となる指標といいますか、計画の効果があったという何か指標みたいなものはお考えですか。小峰委員の意見だと調査するのが必要ということもありますけれども、何か実態的に進んだとか、もう少し努力が要るとか、何かそういう指標みたいなものがあるといいのかなという気もするんです。

【議長】 何かお考えですか。こういう効果があったよと。この計画を推進した結果、こういう効果があったという指標が考えられないかというご質問ですけれども、何かありますか。

【社会教育課長】 この推進計画の中で具体的なとらえ方とすると、学校にありますと何校か学校数も把握をしておりますから、そのうち、児童生徒に向けて読書の時間がセットされている、学習活動の中で取り組んだというものを実績としてとらえていけば、数だとかというのはすぐ数値化できるんですが、展開の場所が多様化していきますと、なかなかその把握自体が、どういうふう

にすればいいのかという手法として、なかなかそういったものがしにくい部分がございます。必ずしも全部指標化できませんという話ではなくて、なるべく数値化できるものについてはしたいと今、考えております。学校ですと、当然、教育委員会、地教委も含めて、そういったところである程度そういうものを前提としてお取り組みいただかないと、なかなか把握できないということもございますので、事前にそういったことを、趣旨をお願いして、把握できるものについてはやりたいと考えております。

【副議長】 ちよつとよろしいですか。骨子案の中に、第2章 学校の第1の(1)東京都教育委員会の取組の②ですね。ここに、東京の教育21研究開発委員と、それから東京都教育研究員という2つ、学校図書館関係で調査研究に何か関係するのかなと思われるような職名が挙げられているんですけれども、この2つはどのようなことをされるのか、ご説明いただければと思います。

【社会教育課長】 実はこの領域、私ども教育委員会の指導部のほうで今、検討しております。具体的に調査研究の中で、私どもは子ども読書活動推進計画を全都的に展開していくということが今、法制化されて取り組んでおりますので、それに基づきまして学校図書館の、きちつとそういう研究テーマとして取り組んでほしい、今まで自由選択といいますか、教育課題でテーマを選んで、そういう形で研究をしていただいているわけですが、その中に明らかに図書館といいますか、子どもの読書活動に寄与するような、そういったものを研究してくださいと、この検討委員会の中でお願いをしております。ですから、今後どういうふうに研究、課題として、テーマをどういう形でやっていくかというのは、今後、実際にこの計画書を出すときまでには、やはり何らかのそういう具体策を示さないといけないと思っております。

【副議長】 今の学校図書館にかかわる調査研究機能の充実というのは、ぜひおやりいただきたいとお願いしたいと思います。と申しますのは、先ほど来お話のあります、例えば数値目標として適切なものはどういうものなのかという話とか、それから学校図書館も、図書資料が整備されても、それ以降それを教科教育とどのように関係させるかという部分についてのきちつとしたノウハウなり方策の研究といったものが、やはりまだまだ不足しているのではないかと。学校図書館を整備させるということであれば、単に資料をそろえているというだけでは多分不十分で、よく聞きます話は、例えば資料はあるんだけど、子供たちが時間がなくて、授業の合間、合間に少し利用するくらいのことしか使えないんだということをよく聞きます。そんなことも含めて、活用方策の研

究、それから実態調査、指標化、こういったことについてぜひこういう研究員の方々などに、調査研究というようなことでやっていただけないかと思っております。

【生涯学習スポーツ部長】 詳細はきょう把握しておりませんので、概論として申し上げますが、東京の教育21研究開発委員、それから東京都教育研究員の制度でございますが、これは教科領域全般にわたりまして、東京都の関係する教員を集めまして、各種の教授方法、技術的な研究開発、あるいは事例の研究、こういったものについてそれぞれの教科領域で実施しているものでございます。

学校図書館については、実はこれまでの中では、一部はございましたけれども、本格的に稼働したのはそういう点ではこれが初めてなのかなという気がいたします。学習指導要領の全面改訂によりまして、総合的な学習という部分が入ってきた。その中で調べ学習、こういったものに対して図書館側がどれだけ教科領域との関係で手を結んでいくか、あるいは連携していくかということが、ご指摘のような点がございますから、そういう部分について議論がされているものと思いますが、詳細につきましては後ほどまた私どものほうで調べました上で、必要な資料はご連絡をさせていただきます。

【副議長】 どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

【議長】 よろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

【委員】 今のに関連しまして、調べ学習というのは外国ではプロジェクト学習といって昔からやっけていまして、日本ではほとんどなかったんですが、小学校ぐらいからあるテーマを、子供1人1人に別のテーマを与えて、例えば自分で調べてきてみんなの前で発表しなさいと。自主性の向上と、自分の頭で考えるということをやっけて、しかもそれを調べに図書館に行くんです。だから、子供が自主的に、どうやっけて行くかというのは最初は教えるかもしれないですけども、それを何回かやっけていると自分で行けるようになって、地域の人に聞いたり、身近な図書館に行ったり聞いて、それで自分でまとめて、自分でクラスの人に発表するというをやっけていまして、昔からよくやっけていまして、

けれども、やっと今度、日本でも調べ学習という名前で入るようになったんです。

そうすると、学校教育そのものと図書館が連携していく。そうすると、都立図書館は何をするかという、東京中の小学校を相手には多分物理的にできないでしょうけれども、例えば区立の図書館の司書の方に、来たらこういうアドバイスをするんですよとか、学校のほうに図書館を活用した教育をもうちょっと入れる、授業の中に組み込んでいく。読書をしませうというやり方ももちろんあるわけですが、授業の中に組み込むと自然に読書に親しんでいくという方法もあるのではないかということで、ちょっと申し上げました。

【議長】 ありがとうございました。

【委員】 まず、基本方針の一番最初の、子どもの読書活動について意義とか活動の定義とかあるんですが、これがどういう内容になるか、私、わかりませんけれども、ここをやはりしっかりと、学校のほうの立場で言えばですけども、学校の教員などが読んで、学校における読書活動の意義がほんとうにストンと落ちるような形の、きっちりした理論というんでしょうか、それを書いていただく必要があるかなと思います。

これは言わずもがなですけども、非常に今、多種多様な情報、量的にも質的にもいろいろな情報が昔に比べれば子供の周囲にあるんですけども、音声とか映像とかそういうものに比べると、いわゆる活字媒体や、読書活動で得る情報というのは、ある意味では非常に主体的に取り組まねばならない、一種の苦労が要るわけです。あえてそういう苦労をするという意義が、学校で授業を受けるのと同じように、ちょっと大げさかもしれませんが、一種の苦行的なものになるかもしれないんですけどね、最初は。しかし、それに今、あえて、昔の時代の何千年も続いてきた情報取得の方法なんですけれども、これだけいろいろな情報媒体、また情報量が多くなっている中で、何で人間、特に子供の時期の思考とか学習に読書活動が必要なんだということを、やはりかなり強調する必要はあるかなと思っています。

先ほど調べ学習という話もあったんですが、確かに授業等で調べ学習、図書館を使ったりインターネットを使ったりして学習させている先生がぽつぽついるんですけども、授業観察で見ていると、例えばインターネットというのは非常に、本を読むよりも簡単に情報が得られますから、そこから切り取ってき

て、ぱっと張りつけてしまう。その出典やなんかを明示しないと一種の剽窃になってしまうんですけれども、そういうことが調べ学習と教員のほうも誤解してしまう。そういうことではないはずですよね。本来、教養教育として目指す、読書活動を含んで目指しているものというのは、もっと総合的な知の営みというのをしていくことだと思うんです。そんな簡単な切った張ったでやることではないだろう、または本を丸写しするようなことでもないはずで、そこをやはりちゃんとわかるように、子供にも、大人、特に教員にもわかるように書いていただく必要はあるだろうなど。これは一つ要望です。

あと、骨子案のほうで、具体的に学校のところについてちょっとよろしいですか。

【議長】 はい、どうぞ。

【委員】 いろいろ書いていただいて大変ありがたいんですけども、私、学校で今、学校図書館を見ていて、例えば都立学校図書館運営指針のようなものが必要かと思います。これは私の学校でもそういうものをつくったらどうかと今、提案しているんです。これだけ子どもの読書活動推進ということを国の施策としても自治体の施策としても言っているならば、そして学校図書館の役割を等閑視するものでないならば、やはり学校図書館はどのように運営されるべきものなのかということをも根本的に何か、ひな形と言うとあれなんですけれども、先年、都立学校管理運営規定というものができまして、都立学校の管理運営について一つのひな形があって、それに即して学校運営を正常化していくということがありましたけれども、やはり今の都立学校図書館を見てみると、非常に運営がばらばらです。運営の仕方もそうですし、図書を選定の仕方もそうですし、それから図書館を運営していく人材といいますか、人的な面でもやはり合意形成がなされているとは決して言えないです、校内で。その辺きちっと、先ほどの子どもの読書活動推進の理念が大事だということと同じように、都立学校の運営についてもこういう理念のもとにというものがやはりつくられるべきではないかと私は思っているのので、この中に何かそういうものが1項目でも入っていただければと思っております。基本的にはそれをまず踏まえた上で、いろいろな細かいことがあるかなと思います。

【議長】 ありがとうございます。

前は佐藤先生お休みでしたから、学校図書館をじかに見ていらっしやって、ご意見をいただく機会がございましたので、今の学校図書館そのものをどういうふうに運営するのかとか、それから読書の理念、子供が何で本を読まなきゃいけないのかというようなことに対する答えが、ちゃんと答えられるものを書き込んでおいてほしいと。こういうご意見だと思いますけれども、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

【委員】 今、おっしゃったのはそのとおりで、ここをずっと見させていただいて、例えば司書教諭を配置すると書いてあるとか、こういうことをすると書いてあるんですけれども、一つ一つ点があるだけで、面として学校図書館の取り組みをどうするのか、それがどういうふうに機能するのかというところが何か抜けているのではないか。だから、学校全体として学校図書館をどうやっていく、授業の中でどう使っていくということは、私はもう少し明確に書いておいてほしいということが1つ。

それから、さらに言えば、例えば学校図書館の充実ということがもう一つあって、全国平均の小学校が40万円というその問題も含めまして、東京都がどうなっているかわかりませんが、その資料の充実。

それからもう一つは、司書教諭の配置というのは、平成15年度から12学級以上に配置されますけれども、これは兼務の教員でいいという形になっていますので、それで果たして学校図書館が動くのか動かないのか、そのことに対してどうするのかということは、やはりどこか頭に入れておかなければいけないことではないか。そういうことについて、どこまで書き込むかという問題はありますけれども、やはり前提にしてほしい。

それからもう一つは、これから先、考えていただきたいのは、地域との関連で言えば開館時間をどうするか、学校図書館の開館時間をどうするか。このあたりについても、やはりどこかで踏まえておく必要があるのではないかと思います。むしろ、学校が地域に根ざすことができることによって学校図書館が生きるのではないか。そのために学校として学校図書館をどうするかと、逆に考えていただくほうがいいのではないかと思います。

【委員】 先ほどの田村先生のご意見を少し強調する形で述べたいと思うんですけれども、やはり研究機能という面を強調した形で入れていただくことがやはり望まれるのではないかと思います。各所に埋め込まれているということ

は拝見してわかるんですけども、それが何かもう少しまとまった形で出ていくとはっきりすると思います。そうなりますと、先ほどの指標の話ですとか、いろいろな話がうまく連携するのではないかと思います。

そのときに、骨子を最初いただいた資料で見て、研究ということが入っていて、これでほとんどカバーできるかなと思っていました。といいますのは、研究ということは当然ながら研究を生かす人がそれぞれの場において、それで具体的に地域であるとか学校であるとか、そういったところが動いていくだろうと考えていたからなんです。ところが、今回、人的配置の部分といたしましうか、人材育成、人的配置の部分が柱立てから落ちてしまっている。これはどこかで補う形で盛り込んでおかないとまずいのではないかと。別に人を増やしてくださいというような政策的な意味では必ずしもないにしても、人材をきちんと育成して、それを実際に実行できる人がいるということが大事だと思うんです。先ほどの司書教諭の配置ということだけではなくというふうにおっしゃられましたけれども、実は新しい案を見たら、司書教諭の配置そのものも項目からはどうも見当たらなくなってしまって、どこか別なところに入り込んでいるのかもしれないけれども、そういった状況ですので、これは少しもとに戻すのがいいかどうかはわかりませんが、その辺を強調することを望みたいと思います。

【委員】 人材育成とか配置というのは、必ずしも正規の職員をどうこうということではなくて、ボランティアも人材育成という形で考えなきゃいけないので、トータルとして、この子どもの読書指導というか、読書活動をどう推進していくかということ言えば、先ほどの人材育成等というのを落とすというのは、何かあまりにも弱腰かなという印象はちょっと持ちます。

【議長】 文章に書き込んでいないで、今のところ骨子ですから、文章化されると、若干また印象は違うのかもしれませんが、逆に骨子の間に言いたいことを言っておいたほうがいいかなという気もしますので、積極的にご意見がございましたら、ぜひおっしゃっていただきたいと思います。

【委員】 もう少し具体のところであれですけども、今、お話にあった人的な配置なんですけど、私、例えばなんですけども、教員の再雇用職員が学校に配置されているんですけど、これは教員の場合は授業をするということが大前提の使い方になっているんです。今、学校を見ていると、この学校図書館もそうですし、それから、進路相談室なんかもそうなんですけど、いわゆる相談機

能というんですか、読書の指導とか、読書相談、それから進路相談、進路指導、こういう授業以外の場面で教員がかかわる部分というのはかなり大きいと思うんですけれども、実際にそういうところに配置されているのは司書なり、これからは司書教諭なり、あと、進路などで言えば、いわゆる授業を持たない管理職の、いわゆる再雇用職員が当っており、すべての教員の再雇用職員がやれるとは思いませんけれども、適材適所で人材活用がそういう場面でできるのではないかと思います。

というのは、図書館も、進路の部屋もそうなんですけれども、必ずだれか人がいるということがこれからも必要なんです。皆さん、案外、図書館というのは必ず司書がいると思っていらっしゃるかもしれませんが、そうでもないですね。出張することもありますし、その場合、いわゆる学校によってでしょうけれども、図書館の図書委員会、生徒のほうではありませんけれども、図書館運営委員会とか管理委員会とかいろいろな名称がありますが、その先生方が空き時間であれば行く。だけど、どうしても忙しかったら開けておいただけという、図書の忘失なんかにもつながってくるんですけれども、必ずだれかがいる体制というのは何とかつくりたいなと思います。特にインターネットが図書室からできる環境をつくるためには、これは絶対必要なことですので、そういう点での活用、再雇用職員の活用というのは、私は、骨子ですから具体的に書くところまでいかないかもしれませんが、背景に考えていただければなというのがございます。

それから、配置ではないんですが、民間のボランティアの方ですか、これもいろいろ検討されていると思うんですが、公共図書館とか都立図書館との連携を考えていく際に、これはおかげさまでいろいろインターネットを通じてレファレンスとか、相談に乗っていただいているんですが、例えば本をほんとうに現物を借りようというとき、これは仕組みとしては、子どもが地域の公立図書館、また、学校付近の公立図書館を経由してじゃないと借りられないんですね。公立図書館と学校図書館というのは地域において図書を一括借り受けして調べ学習等で一定の期間使う、同じテーマに関するものを数十冊借りて貸すということが出来ますけれども、都立についてはそれができていないんですね。

もしそれが仮に学校図書館と直でできるようになったとしても、その本をどうやって持ってくるかという問題があります。今、公立図書館との関係でも結局は司書の人が自転車で行って本を持ってくるという形ですね、運ぶ手段がない。だから、こういうところに図書館をあけないためにもボランティアの活用

というのはあるかなと思うんですが、ちょっと的外れなのかもしれませんが、現実には非常に切実な問題なので申し上げておきたいと思います。

【議長】　　そういう切実な問題を直接身にしみて感じていらっしゃるの先生しかいないので、ぜひそういう実態をお話をいただくと、今後文章化する上で迫力が出て違ってくるのかなという気がいたします。

【委員】　　あと、読書活動の、学校における読書活動の推進で読書時間の確保とか、読書指導の充実というのがあるんですが、これも今の子どもたちというのは、おそらくどんなレベルの学校でもそうだと思うんですが、非常に忙しくて図書館で本を読むということはなかなかできていない。それは習慣が有る無しとちょっと違う一般的な問題です。

それで、前にもこの会議で申し上げたんですけれども、読書そのものをなじませるといっていいのでしょうか、昔は情報を得る手段は本とか新聞しかありませんでしたから当たり前だったんですけれども、今は座っていても受け身でいろいろな情報が入りますから、これをあえてやらせるとすれば、科目とか、要するに学校の授業ですね。授業の中で嫌でも本を読ませるといっていいとしない、特に指導が難しいような子どもの多い学校なんかは、図書館に連れて行って本を読むとは限りませんし、進学校でもなかなか、却ってまた部活ですとか塾だとか忙しくて課外に、図書館で本を読むなんていうことはまず自習の場ぐらいしかないですから、ぜひ何か科目として——ということは単位認定につながるんですけれども、そういう形のものを、まあ、学校によってでしょうけれども、必要かなと思います。そういうものを弾力的に学校設定科目として認めるということもあっていいかなと思っています。

【議長】　　どうぞ。

【委員】　　私も今のようなことを、中学校の公立の先生と現状をお聞きしたときに、公立の中学校で朝の読書運動というのを10分間やっているそうなんですが、中学校に入った時点において、子どもが読書に対する興味の違いが、ものすごいばらつきがあるということを知ったんですね。既にこれは小さいときから——その先生の意見としては、家庭教育、そこから始まっているということを感じておっしゃっていましたので、小さいときからの読書に対する親しみという、教育といいますか、その姿勢が大事なんじゃないかなと思います。杉並区のほうで一番最初にブックスタートという制度が3年前ぐ

らいから発生して、私が住んでいるのは品川区なもので、品川区のほうの図書館にブックスタートのことでちょっと問い合わせをして調べてみたんですね。

そうしましたら、ブックスタートという形では品川区ではやっていなくて、品川の保健所、今年は1カ所で1歳半の健診のときに子どもたちに、赤ちゃんとお母さんたちに対する本の親しみ方、読み聞かせみたいなことをしたらいいんですね。そのときに品川区では、来年はその箇所を3カ所に増やすということなんですが、本を配る、その予算がない。全くそういう予算がないから本を配って、1人2冊ずつ配ってあげることができないということを知りましたので、そういうようなブックスタートの状況とかというのは、この都立の中央図書館のほうでは、そういう実態を把握していらっしゃるのかなということをお聞きしたいなと思っています。

【議長】 ブックスタートは、どなたか状況を。

【管理部長】 どういうやり方をとっているかという中身については若干の差異があるかもわかりませんが、今年度は6区市でやられている。6つですね。6つの区市でやられているかと思います。

【委員】 そのブックスタート、私はすごく懐疑的なんです。というのは、1歳児健診のときに保健所で本をもらう。そのための予算化をする。それからあとどうするんですか。1歳のときに本をそれで与えて、それで終わりではなくて、継続的にいかなきゃいけないわけですね。むしろ、中学生までずっと続いていかなきゃいけない。その仕組みをつくるのが大事であって、あげることが大事じゃないというのが、何か全国的にあげてを……。

【委員】 そうですね。あげることではなくて、その母親なり父親なりに読書をする意義みたいなことを教えるということのほうが大事だと思うんですね。だから、本をあげる予算がないとかというのはいいんですけども、あげるとかではなくて、本に対する親しみ度を親がわかり、理解し、子どもに伝えていくということがブックスタートの一番の意義だと思うんですね。本をあげるのは、できたらあげたほうがいいけれども、その予算がないというのは、人材、そういう点でも、そういう人材を派遣する予算がないということも含まれて、品川区の方もおっしゃったんだと思うんですね。

【委員】 いや、品川はかなり前から保健所でやっているんです。杉並が始めたのは昨年からなんですね。ブックスタート自体が昨年から始まって、これが急激に普及したのは、実はこの法律ができて、全国で4月23日の子どもの読書の日に関心がありますかということ、文部科学省が調査をしたら、急激に予算をつけてまさにぶっつけ仕事でやったようなことで普及しているんですけども、その後をどうするか、2年目、3年目をどうするかということをやっぱりきちんと押さえるべきです。だから、ブックスタートを否定するのではなくて、子どもの読書のあり方全体の中でブックスタートも考えて欲しい。それからもう一つ、この第2編のところに家庭における読書活動推進に疑問を呈されていましたが、保護者の読書ということ、まさにそのことを私は指しているんだろーと思ひます。保護者が子どもの読書、自分のことも含めて子どもの読書に対して関心を持たなければだめですよ、ということをおっしゃりたいということでこれが入っているんだろーと思ひるので、そこにブックスタートを入れることは一向に構いませんけれども、そのために予算化しなさいというのは、図書館の予算を削って予算化しているケースが結構あるんです。子供に本をあげばなしでは、財産として、本がその自治体に残らないわけですから、そういう税金の還元の仕方がほんとうにいいのかどうかということは、私は慎重でないといけないと思ひます。

【委員】 実際にやっている立場なんですからけれども、うちの場合にも、本を配らないとブックスタートという言葉を使つてはいけませんということですので、日野市の場合もブックスタートはやっていないほうに入ります。考え方として、今、皆さんおっしゃられたように、本を配るのではなくて、そういうことをする親子のふれあひが大事なんだ。それを本を通してやってくださいということで、それを図書館のほうに結びつけるという形で今動いているんですけども、それに対して今までお話し会も、本を自分で聞けるような年齢からということで、二、三歳ぐらいからやっていたんですけども、一応、親子で、ゼロ歳でも一緒に親子で入つて聞いてくださいということで、手遊びや何かも含めて本に親しんでもらうという方向で、今、お話し会も変えてきているんですね。

そうしたときに、学校のほうでは先生方がいろいろと手を差し伸べて考えて行動されますけれども、家庭に対しては図書館のほうで、身近な図書館員がそれをお知らせしないと、なかなか親に対して啓発するということができないというのは、今かなり実感しているところなんですからけれども、それについてもほんとうにこういったことが大事なんだよ、お母さんたち、しっかりわかつて

くださいよというふうなことがテーマとして出てきていると、その辺のことは職員のほうもすごくやりやすいなと思っているところなので、先ほど意義についてしっかりと書いてほしいということもおっしゃられたんですけども、もっと年齢を下げたところからの、ゼロ歳からでもほんとに本とのふれあいが大事なんだというところを踏まえてお書きいただけたらと思っています。

【議長】 ありがとうございました。

【委員】 先ほど出た2つぐらいの問題点があるといえますか、ブックスタート、現物の本を配らないとそう言わないというのだと、最近は電子図書館で例えば京大の図書館、自分のうちで著作権の切れたものを自由に見れるとかそういう時代ですから、関西の国立図書館だって本を見れるんです、今、私の自宅にいたままで。だから、別に現物の本を配らなくたって、著作権の切れたものは別にあちこちで読める状況だし、そういうのは非常に、まあ、時代が100年とか500年、1000年たったものは価値があるから残っているものだし、別に現物の本を配ることだけにこだわるというのは、今のIT化時代におかしいなと思います。

それからもう一つ、今までの話を聞いて一番、親、まあ、子どももそうですけれども、親の影響が学校へ行く前後というのは非常に大きいので、親の教育というか、啓発というか、子どもが読書を好きになったらどういういいことがあるかって、第1章の1の2つ目ぐらいに、子どもが読書をする意義ってあるんですけども、一応、親にこういう効用があるよと。概念的には皆さんわかっていると思うんですけども、抽象的に、国会の決議もちょっと抽象的だと思いますけれども、抽象的に言うんじゃなくて、何か事例とか、こうやって——私の経験では技術者教育なんかをやっていますけれども、若い人で本を読んでいる人と本を読んでいない人、明らかに違いますよ。プレゼンの力も違うし、まとめる力も全然違う。

だけど、それを客観的に統計をとってやったかというのと、やっていないわけですけども、何かそういう、こういういい子に、立派な子に育てようと思ったら、本をまず読ませましょうとか、何かそういうように、もう少し具体的に効用というのを親にわかるように、例えば都立図書館のホームページにそういうのをまとめて掲載するとか、そういう踏み込んだ意義、効用というのも出せばいいのかなと。それがないと、親が本をもらったって何もしないで終わっ

ちゃうとか、1回やって終わりで継続性がないですよ。だから、そういうわからせて継続してもらおうということが重要なんじゃないかと思います。

【委員】 もう一つ、連携協力という言葉が出てきているんですけども、言葉ではなくて、ネットワークということをもう少し、学校図書館同士のネットワーク、学校図書館と公共図書館のネットワークということについて、ネットワークというのは情報があるということではなくて、そこに物流が伴うわけですから、都と区の間、区内の学校間の間というふうに上下関係で網の目をつくっていけば、ネットワークというのはそう難しくないと思います。それから、例えば区市町村に期待される役割というのが第3章の第2のところにあるんですけども、総合的な学習の時間に対応した資料収集法の相談ではなくて、私はむしろ、総合的な学習に対応した区市町村の図書館の役割として資料提供もそこに入っていくというような連携協力をぜひ考えてほしい。そうしていかないと、ただ相談に応じていますよということでは、学校図書館の現状では対応し切れない部分が相当あるし、それから、調べ学習だけではなくて、一般的な読書に関してもやはり本が足りないわけですから、積極的な連携協力という意味で言えば、ネットワークをどうつくるかということは何かどこかに入れておいてほしいなと思います。

【議長】 いろいろご意見が出ましたけれども、きょうは12時までという時間的な制約がありまして、議題があと2つありますので、この議題ばかりやっているわけにもいかないんですけども、これだけはもう一つ言うておこうということがありましたら伺うことにして、それがなければこの辺でコーヒーも出たことをございますので、お飲みいただきながら次の議題に入ろうかなと思っていて、いかがでございましょうか。もうよろしゅうございますか。次のテーマも似たようなテーマなんですけれども、これは図書館が何をすべきかという、そちらのほうに移ってまいりたいと思いますので、それでは、ここで5分ばかり休憩をさせていただきまして、コーヒーでも召し上がっていただいて次の議題に入らせていただきたいと思います。じゃ、ちょっと5分、10分ごろまで休憩をさせていただきます。

(休憩)

【議長】 それでは、今度は図書館協議会のほうのテーマでございます。「子どもの読書活動推進をはかるために都立図書館は何をすべきか」、そちらのほうに入ってまいりたいと思います。このスケジュールは、前回の会議で1月ご

ろにまとめるということでもございましたけれども、それは少しおくれるということになりそうですけれども、それにしても今回の議論で方向を考えておいたほうがよろしいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

【副議長】　そうですね。資料10には何か2月くらいをめどにというような、まとめてはどうかと書いてございますけれども、先ほどの社会教育課長のお話でもちょうど、推進計画のほうも2月だということですので、それに合わせるような形でまとめられたらいかがでしょうか。

【議長】　それでは、そのように進めさせていただきますけれども、前回、19期の提言につきましてご質問がございました。事務局のほうから資料を出していただきましたので、これについては説明をしていただきたいと思っておりますけれども、まず、高島さんのほうから資料7の説明を。

【企画経営課長】　資料7、第19期提言の取り組みについてご説明をいたします。

第19期都立図書館協議会では、テーマといたしまして、児童・青少年に対して図書館は何ができるか、社会問題への図書館のかかわり方というテーマでご提言をいただきました。前回の第2回定例会で今期協議会の議題についてレポートをご提出いただきましたが、レポートを作成していただくに当たりまして、参考資料としてこの提言の本文を配付させていただいております。お手元の資料7に提言のまとめと、この提言に対する都立図書館の取り組み状況を記載してございます。第19期の児童・青少年サービスに関しての都立図書館への提言でございますが、提言の主なところは第3章でございます、具体的な取り組みを指摘して記載されております。

その中で都立図書館の果たすべき機能として特に企画・調整・広報機能の重要性の指摘をしておりまして、1つとして、都立図書館は区市町村立図書館との連携のもとにサービスを提供する。それから、青少年に対する図書館サービスの全都的な調整活動を通じて、都内の図書館サービスの全体的な水準の向上を図る。3番目といたしまして、青少年に対する図書館サービスの現状について、関係機関や都民全体に情報を提供し、その意義をアピールし、広く社会的理解を求めるとしております。

そして、都立図書館における機能の整備の方向といたしまして、上の段に書いてございますが、青少年に対する直接サービス、ニーズの把握、実験の場、研修の場、ここからの情報発信、そしてコーナーの設置、レファレンスサービス、イベントの企画、青少年の参加ということを具体的に項目として挙げております。

2番目といたしまして、区市町村立図書館との連携では、区市町村立図書館への支援、研修・交流を項目として提言いただいております。

3番目といたしまして、学校との連携では、学校への働きかけ、研修への支援、島嶼部学校への支援という項目を提言をいただいております。

4番目といたしまして、実態の把握と情報提供、職員の養成と配置について、個々の事業について具体例を例示して提言がございました。

提言にございました個々の取り組むべき事項と現在までの都立図書館の取り組み状況につきまして、資料に記載してございますのでお読みいただければと存じます。簡単でございますが、説明は以上でございます。

【議長】 ありがとうございました。

第19期の提言というのは、児童・青少年サービスについてということでございますので、今回のテーマと非常に重なっております。これを引き継ぐ部分もあると思いますので、議論に入ります前に資料8について田村先生からご説明をいただけますか。

【副議長】 では、これまでのこの協議会の中での議論と、その中で都立図書館についての役割、あるいは行うべき事業についての部分を取りまとめたのが資料8だということでございますので、それについて今までの議論の経過などを少しご説明したいと思います。

お手元の資料9がこれまでの我々の議論の全体かなと思います。今まで我々、8月くらいにそれぞれの委員が子どもの読書活動推進にかかわる提言を出しまして、それをもとに事務局のほうでまとめていただいたのがこの資料9になるかと思っております。これ全体は都の推進計画のほうに提言という形で出したわけですが、その中の今回、都立図書館として取りまとめたい部分というのが、

都立図書館の役割ということで左右それぞれに書いてございます、ここの部分になります。大まかな骨子部分というのが左側の都立図書館の役割で、これ、5点あるわけですがけれども、それをもう少し細かく展開したのが右側のこの都立図書館の役割ということで書いてございます。全体としては、都立図書館というのは東京都全体の図書館に関連した読書活動の推進ということにかかわるということで、基本的な役割としては、資料9の右側に書いてございますように、支援事業及び都全域にかかわるような事業をやるということになるかと思えます。

それについて我々がこれまで議論してきたものを事務局のほうでまとめていただいたのが資料8になるかと思えます。我々の発言を要約したものが右側のほうに出ているかと思えます。これを一々説明していますと時間が長くなりますし、少しでも議論の時間をとったほうがいいと思えますので、これについてはご説明いたしませんけれども、左側が資料9で5点挙げられていた都立図書館の役割になります。それをこういうふうにまとめられたもとなつた個々の発言というのが右側だということで理解していただければよろしいかと思えます。

全体としてはそういうことなんですけれども、ただ、これまでの我々の議論というのは、都立図書館に限定した議論じゃなくて、都の推進計画全体にかかわる議論を進めてまいりました。それで、都立図書館についてはややまだ議論が薄いかと思っております。ですから、きょうぜひいろいろご意見をいただくのがよろしいかと思えます。特にこの中でも例えばこの資料8の2枚目、一番上から見ますと、都内の児童青少年サービスの拠点、あるいはその次の高度な技術・特殊な資料によるサービス、あるいは新しいサービスの試行というようなところ、この辺については項目は挙がっているんですけれども、具体的な提言ということになりますと、まだあまり出ていないということになっております。この辺についても少しご提言なりいただくのがよろしいのではないかと思えます。

それから、5が連携ですけれども、この連携についても具体的にどのように展開するのかというようなこと、これは1つ大きい柱は、推進計画の中でも学校における読書活動の推進というのは大きい柱になっておりますので、特に都立図書館が学校との連携の部分をもどのように行うべきかということですね。その辺の話。それから、学校以外の機関についても若干話は出ておりましたけれども、学校以外の機関や団体との連携協力のあり方についても、具体的にどの

ような団体、機関とどのような形で連携することが考えられるのかということについても考えるのが必要かと思えます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

今までの議論を整理していただいたわけですが、さっき、一部は学校図書館と都立図書館とのかかわりのようなお話も出ましたけれども、今まだ議論の足りない部分があるという田村先生のお話がありましたので、その辺も含めて皆様方から限られた時間でございますけれども、ご意見をいただければと思っております。どなたからでもどうぞ、よろしく願いいたします。

【管理部長】 今回の資料8のところ、何じゃ、この言葉というお話になっちゃうと困りますので、先に細かいところですがちょっと訂正をさせていただきたいと思えます。

資料8の2枚目の4、新しいサービスの試行の欄の右側の欄ですね。「実験的に読まないこと本」というふうに、この「こ」というのは平仮名になっていますが、子どもの「子」にしていれば意味が通じるかなと思えますので、申しわけございません、そのように読んでいただければと思えます。

【議長】 ああ、なるほど。

この3番の高度な技術・特殊な資料によるサービスというのも、欄が全くあいているというのが気になるんですけども、どなたか。

【委員】 高度な技術でイメージするのは、例えば宇宙開発とか、ちょっと前まで関心を持たれたテーマだと思いますけれども、先端的な技術だと思うので、例えば宇宙へ行ったらどうなるのか、例えば宇宙の無重力でも回転しようと思ったら自力でできるとか、そういうの結構おもしろいなと思うんです。子どもなんかも、宙に浮いていてどうやって回転できるのか、例えばそういう素朴な疑問に答えられるような何か資料をそろえるとか、そういうことはあり得るのかなと。まあ、例えばの話で、深海だとか、バイオだとかいろいろあるとは思いますが、子どもの素朴な疑問をいろいろ、しかも、高度な技術に関係しているものはあると思えます。

【議長】 特別にテーマをどこということではないんですけれども、議論が足りない部分、例えば学校図書館との連携の部分というのは、さっき各先生からおっしゃいまして、あれは区市町村立もさることながら、都立図書館としてもかなり大きなテーマだということはわかるんですけれども、逆に学校図書館のほうをあまり知らないものですから、具体的にこういうサービスをすべきなんじゃないかという提言があまり出てこなかったんですよ、実は。19期もそうだったんですけれども、今回も出ていけませんので、先生から何かあればおっしゃってください。さっきの輸送手段なんていうのは、確かにそう言われてみればそうだなという気がいたしますけれども。

【館長】 たまたま先ほど学校図書館のほうのお話が出たんですけれども、実は今、東京都教育委員会と各大学と、いわゆる高大連携という授業が、いわゆる学校改革の一環として進んでいて、その中で、佐藤先生の学校とある大学と今組んでやっておられる。その際に、例えば論文を作成するというような場合、生徒さんたちは大学の図書館、学校の図書館、といたしまして、専門テーマですとなかなか学校の図書館では材料がないということで大学図書館と、こういう格好になるんですが、今回、高大連携の中でレポート作成に当たっては論文がかなりの字数、1万字ぐらいですか。

【委員】 まあ、一応、8,000字ということになっているんですけれども、それ以上にはなっていると思います。

【館長】 その生徒さんがたまたま私どものこの中央図書館を活用いただいて、私どものレファレンスサービスを大分ご利用いただいた。それで、私もその発表会に出たものですから、聞いておりましたところ、生徒さんたちは平素、図書というのはなかなか自分で読まなかった。しかし、レポートを出さなければならぬので何とか読まなきゃいかん。さて、どこから調べたらいいか。テーマが非常に大きなテーマだったので大変苦労した。私どものサービス担当職員も、司書のほうも生徒さんの注文が非常に焦点が絞られていないので、えらい一緒になって悩んだというようなお話がございました。私も今回そのお話を聞いて、中央図書館が機能として持っているものというのが、貸し本屋というふうに、まあ、よく新聞でたたかれますけれども、そうではなくて、そういうレファレンスという機能が非常にウエートとして大きい。こういうところをこの高度な技術・特殊な資料によるサービスに入るのか、あるいは都立の図書館の機能というふうになるのか別としましても、そういうレファレンスという機

能が一般的にはなかなか知られていない。このところを少し考えなきゃいかんかなと、そんな気がしています。

それからもう1点は、図書館、どちらかといえば、客待ち商売のような、言葉があまり適当ではないかと思いますが、待っているという受け身の姿勢が非常に強い。もう少しこれを表に出ていくといいますか、そのような姿勢で何か事業としてこれからしていかなきゃいかんかなという思いがございします。ご案内のように、たしか来年の1月15日だったかと思いますが、江戸開府400年という時期に当たる。私どもの都立中央図書館では、いわゆる江戸あたりの貴重な文献、資料というものも大分持っておりますので、例えばこういうものがなかなか簡単に、画びょうでとめてという資料ではないものですから、ある一定の条件になるわけですけれども、この都立で持っているこういう貴重な資料も、例えばあるコンセプトで各市なり各区の美術館、あるいは事業体が何かやるときには、こういう資料を都民の皆さんにも見ていただく、活用していくというのも1つあるのかなと。

その活用をしていただく際には、うちのほうで少し条件が厳しいというご意見もいただいておりますものですから、この辺も見直して、できるだけ都民の皆さんに広くご提供申し上げられるようなことをしたいなど。一例を申し上げますと、この11月の文化財ウィークでは、都立中央図書館で持っております重要文化財の江戸城の造営図がここでオープンをしたわけですけれども、ようやく修復が終わってということもございましたので、そんなことを少し都立のほうでもやっていかなければいかんかなと思っております。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 今のお話を伺っていて、後のほうはぜひよろしくお願ひしたい。最初のほうの問題ですけれども、ここに青少年の居場所、読む者の居場所というような、何で今さら都立がというのがちょっとあるんですけれども、むしろ、先ほどのレファレンスという問題と、それから高等学校の連携みたいなところで積極的に例えば研究指定校のような形で指定して、そのレファレンスについては都立が積極的に受けていくよ。だから、どうぞやってくださいよということをむしろ呼びかけていって、こういう機能なんだという、そちらをこの図書館の役割として明確にアピールすることができるのではないのでしょうか。それが広がれば、もしかすれば中学校にも広がっていく可能性があって、その役割

を大事にしないと、おっしゃったように、都立図書館も席貸しか貸し本屋かというようなところに行ってしまうような気がします。

もうちょっと申し上げると、私はここの職員のレファレンスの能力というのは日本で最高のレベルにあると思っているんですけども、これが伝わっていないわけですから、それを伝える意味でもやはり高校生、あるいは大学生を対象に、そういう企画を積極的に打ち出す。こちら側から打ち出していただくということがぜひお考えいただきたいなと思います。

【管理部長】 今のご意見、ごもっともでございます。先ほどご説明しました資料7の19期のご提言に対します現状の中の2枚目の3の学校との連携の①のイ、高等学校のところで、今年度まだやり始めたばかりですけども、ここにとりあえず5校、5つの高等学校に呼びかけまして協力校ということでモデル事業として、今、お話のあったことについて、まあ一部でございますけれども、実施をいたしてございます。たまたま佐藤先生の高等学校も、その5つの中の1つに入らせていただきまして、先ほどちょっとお話のあったレファレンス等についても幾らかご協力できたのかなと思っておりますが、いろいろな学校、バラエティーに富んだいろいろな都立学校がございますので、必ずしもレファレンスということだけじゃなくて、先生、生徒さんを招いて、まず図書館というのを見ていただくということで見学会を催したり、そんなことをポツポツではございますけれども、やっております。ただ、都立だけでも二百数十校ありますので、全部というのはなかなかいかないかもわかりませんが、1つ1つ幾らかでもこういった事業を拡大していきたいなと考えてございます。

【委員】 私も研究指定校でいいと思っています。研究指定校で年度によって変えていけばよろしいと思いますし、もう一つは、大学生になって初めて図書館の使い方を大学図書館がやるんですね。これって少し悲し過ぎると思います。それをやらないとレポートが書けない。もう一つは、例えばレポートを書くときに出典を明記するとか、引用はどうするとかという、そういうことすら何にも教わってきていないという実態がございまして、それはやはりそこまで、少なくとも高校を出るまでにそういうことがちゃんとできるようなレポートの作成をしてほしいし、それはやはり都立図書館としてすごく機能できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ積極的に今のお話を進めていただきたいなと思います。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 学校への支援で、司書教諭、学校司書への研修の支援というのがございますけれども、今度、司書教諭が来年度から12学級以上の学校に配置されるんですが、この位置づけというのが非常にはっきりしていない。現実にはどういふふうに機能すべきなのかということがまだ、先ほども学校の図書館そのものの運営が根本的にどんな理念のもとに行われるべきかということがあまり行政のほうでも学校内部でもないと申し上げたように、せっかく配置されても単なる校務分掌の一つとして、それこそ図書館の番人というようなレベルで考えられがちですね。それは今のお話、先ほど私の学校の例でも出ていましたけれども、今後、高大連携もそうですし、私は総合的な学習の時間のあり方がかなり、小中高を通じてですけれども、これからの学力、子供がつけていく上で、おそらく読書ということも含めてですけれども、重要なんじゃないかなと思っっているんですが、例えば図書館がそれにかかわってくれて、司書教諭、学校司書のレファレンスの能力というんでしょうか、そういうことが非常に重要なんだということを自覚なり、また、能力向上してもらわなきゃいけないんですけれども、その講習、研修ですか、これをかなり本格的にやっていただかないとまずいだろうなと思います。

私の学校の司書の人を見ていても、非常に一生懸命やってくれますけれども、子供の要求は、私の学校は1学年320人いまして、全体で言えば980ぐらいいますけれども、本格的に総合的な学習が稼働すれば大変なことになると思います。ですから、外部の力を、例えば都立図書館の力をかりてとかしていかないと、まともには対応できない。各教員もいろいろ頑張らなきゃいけないんですけれども、非常に難しいだろうなと。そのかなめになるのは司書教諭なり司書だと思っんですけれども、これがなかなか能力を高めていく機会は少ない。かなり個人の自覚にゆだねられている部分がありまして、そこを組織的にもう少し強力に支援していく姿勢を見せていただければ、多分教員のほうにもそれが跳ね返ってきて、本気で行政のほうも学校図書館を支援していこうとしているんだとか、調べ学習というのを重視しているんだとかというのはわかると思っんです。そこがまだちょっとやっぱり弱いなという気がします。やはり都立図書館が一番こういう任にはふさわしいと思いますので、教育委員会、まあ指導部ですかね、そういったところなどと連携をして、ぜひ強力に後援していただきたいなと思います。

それから、司書教諭の身につけるべき能力というんでしょうか、そういうものもやはりもう少し定式化していくというんでしょうか、そういう必要があると思います。

あと、レファレンスについては、ほんとうにありがたいんですけども、これも総合的な学習が進んでいけば、かなりインターネットを通じてのそういう問い合わせは多くなると思います。子供の、そういうことを一たん取り組み出したときの潜在的な能力というんでしょうか、エネルギーというのは非常に大きいものがあると思いますので、都立図書館が全部それを受けるとするのは不可能だと思いますから、やっぱりネットワークをつくって行って、いろいろなレベルに応じてそれが対応できるように考えていただく必要があります。今5校ですか、研究指定校がありますけれども、この経験をうまく使って、どんな形で分節的なセンターをつくっていくか、それを考えていただく必要があると思います。そうしないと、都立高校だけでも200校ですから、対応が多分できなくなるだろうと思います。

【委員】 関連してよろしいですか。レファレンスサービスに関して今、お話のあった面というのはもちろん強調していかなきゃいけないんですが、おそらく個別の対応、いわゆる人的なサービスとして、児童・生徒が図書館にという形で直接1対1の対応の場面を考えていくと、それこそ子供の数だけということが起きてしまうわけですね。そのために、図書館側の対応として、ネットワークであるとかバーチャル化だとかいろいろな方法があろうと思うんですが、もう一つやはり、前もっての準備体制というのが、このレファレンスサービスの一環として重要だと思います。とりわけ19期の提言ですと、提言内容の1の②のイのところにテーマ別の資料リストやパスファインダーの作成、配付というのがありまして、今回の資料8の中でも、先ほどの高度な技術、特殊な資料によるサービスの中身として、各種文献リストの作成というのがほぼ同じような意義で、ちょっと趣向が、趣旨が違う形で取り上げられている。このあたりが確実に蓄積していくというのが、やはり必要なものだろうと思うんです。

とりわけパスファインダーというのは、これは学校教育と申しますか、学校図書館の領域ではかなり、欧米等を含めれば先進的に進められているところなので、その関係のことをきちんと研究して、実践してという体制をつくっていくというのがないと、個別の対応ではもう限界であるし、また、個別の対応をすること自体が果たして望ましいのかどうかということもあると思われ

ので、こうした点を3のところの部分の位置づけとして強調していくほうがいいのではないかと考えます。しかも、それを印刷物ではなくて、ネットワーク上でということになれば、都立中央までやってきてとかという問題も、また解消される方向に向かうのだらうと考えます。

【議長】 なるほど。どうぞ。

【管理部長】 今につきましては、現状なんですけれども、必ずしも青少年向けということではないんですが、一般向けということになりますけれども、いわゆる資料リスト、パスファインダーにつきまして、例えば人名について調べるにはどうしたらいいか、あるいは古典について調べるにはどういう資料があるとか、そういったものについてはパスファインダーをつくって館内に置くとともに、ホームページにも載せるようにしております。

それから、ことしの7月からなんですけれども、もうちょっと時宜にかなった情報を発信できないかということで、ニュースレファレンスというコーナーをホームページ上につくりまして、例えば、今までですと住基ネットについて調べるとか、あるいは朝鮮半島について調べるとか、あるいは汐留について調べるとか、それから、タマちゃんが話題になったときにはアザラシについて調べるとか、そんなものをホームページ上に載せて、大体今まで、月に2本程度テーマを決めて載せるということは実験的に始めてございます。

【議長】 ありがとうございます。

【委員】 今それで思い出したんですけど、学校側からの情報が公共図書館に対して流れてこないんですね。そのことがやはり、公共図書館に対して戸惑いを相当生んでいる。とにかく都立に行けば何とかなるよという形で放たれてしまったんでは対応し切れなくて、それはもしかすれば市立か区立で十分対応できるものまで、すべてここへ来るという形はとらないほうがいいわけですから、そこはやはりきちんとやっておかないといけないと思います。

【館長】 小川委員のお話をもっともでして、学校側でもなかなか図書館に対する理解が欠けている部分がある。例えば、総合学習の時間で、ある先生が「はい、クラス全員図書館に行って調べてらっしゃい」と。どっと40人行ったと。これがお近くのとなりますと、区立なり市立なりとこうなるわけですね。これでは大変困るわけですし、そういう意味では学校側にも、例えば

図書館の利用の仕方というものを、きちんと認識してもらわなきゃいけない。先ほどもちょっと出ましたけれども、今度は司書教諭というのが出てくる。お話のとおりで、司書教諭の位置づけというのは、今、大変ご苦勞の多い位置づけになっていると思われまので、そういう意味では学校図書館と、それから学校自体と、そして都立、あるいは区市町村立の図書館の機能の認識というものを、やはりお互いがきちっと持たないといかんだろうと。そういう意味では幾つか今回、お話をいただいていますので、こういう中でやはりそういう関連機関というものが、先ほどの計画なんかにもございましたけれども、そういうところとの連携が、建前で、ルールブックをつくってもなかなかうまくいきませんので、幾つかご指摘をいただいたところを踏まえて、モデル的にでもちょっとやってみたいなとは思っております。

【議長】 まだいろいろご意見があるかと思えますけれども、そろそろ与えられた時間が迫ってまいりましたので、もう一つ議題がございます。最後の議題は、議事次第にあったと思うんですけれども、作業部会の設置と今後のスケジュールということで、事務局のほうからご提案をお願いいたします。

【企画経営課長】 ご提案をさせていただきます。資料の10でございますが、スケジュールとの関係もございますので、作業部会の設置とあわせてご提案をさせていただきます。と思えます。

「東京都子ども読書活動推進計画」でございますが、そちらのほうが来年の2月下旬ということで、先ほどお聞きしました。都立図書館協議会の今期テーマも、「東京都子ども活動推進計画」と深くかかわりのあるものでございますので、できるだけ時期を合わせてご提言をいただければというふうに考えております。なお、本日と前回の論議を踏まえまして、協議会の提言の原案を練っていただくわけでございますが、そのための作業をお願いするために、作業部会の設置をお願いしたいと考えております。

作業部会の日程でございますが、1月下旬に開催をいたしまして、提言案をまとめていただきまして、その後、その提言案を文書で委員の皆様にご確認いただき、またそのご意見をいただきまして、2月半ばごろまでにまとめていただければと考えております。

そして、第4回定例会ですが、2月末、または3月初めごろに開催いたしまして、最終提言をいただくというスケジュールで考えてございます。

また作業部会でございますが、少人数で集中的に論議していただくために、人数は5名程度の構成でというふうに考えております。こちらも提案でございますが、メンバーといたしまして、副議長の田村委員、図書館現場の委員ということで葛飾区の東川委員、それから日野市の小川委員、それからご研究の専門ということで小田委員。それから保護者および利用者の立場で勝本委員の、以上5名の方をお願いいたすことができればと考えております。

以上、スケジュール等、作業部会の設置について提案をさせていただきます。

【議長】 ありがとうございました。

いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。それでは、大変ご苦労さまでございますけれども、またよろしく願いを申し上げます。

今のように決定をさせていただきたいと思えます。作業部会は、開催の日程は大体決まっていますか？

【企画経営課長】 日程につきましては、作業部会の皆様のご都合を伺いながら、決めさせていただきます。

【議長】 では、作業部会の作業の中身も含めて、また委員さんと頻繁にご連絡を、事務局にはご苦労をかけますけど、よろしく願いを申し上げたいと思えます。

それでは、与えられた時間、若干残りしましたが、以上で本日の審議を終了いたしまして、これでほかになければ、館側に司会をお返しいたしたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

【企画経営課長】 坂本議長さん、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。なお、次回の会議日程でございますが、2月下旬、または3月初めを予定しております。皆様のご都合を後ほど事務局がお伺いいたしまして決定いたしたいと思えます。よろしくご協力のほどお願いいたします。どうもありがとうございました。

— 了 —